

平成21年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	5. (仮)人権推進資料センター設置費						
項	1. 総務管理費	細事業名							
目	19. 人権推進費	担当課・係	自治人権推進課		(執行課: 自治人権推進課)				

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業							(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	289	要求								289
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策	英知を伝え、心豊かに明日を育むまちづくり/すべての市民の人権を尊重するまちづくり/人権尊重のまちづくりをめざす									
	【(仮称)人権推進資料センターの整備に関する業務】 市民の基本的な人権が守られる文化を創造する施設として(仮称)人権推進資料センターを整備します。	施策体系コード	03-01-01-20-20			事業番号	49-1					
		総事業費	302,896千円				事業期間	平成18年度～平成22年度				
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度					
			8,545	244,453	49,170	364	364					
		(事業実施に関する根拠法令) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 市の「人権尊重・人権擁護都市宣言」をより具体化するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に則り、人権啓発推進拠点の施設整備に関する検討を行うため、検討委員会を年4回程度開催する。 また、広い視点で人権についての現状、課題を学ぶための研究集会に参加し、今後の人権施策に活かしていく。	(事業の目的) 人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・人権啓発を実施していく上で不可欠なものであり、その整備・充実に努めることは肝要であるとされる(国の「人権教育・啓発に関する基本計画」)。佐倉市としては、あらゆる人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みとして、地域に密着した資料を積極的に収集、整理し公開するとともに、人権課題の解決を図るための情報提供を行うことで、人権尊重のまちづくりを推進していく。	(事業の効果) 財政は逼迫しているが、人権推進啓発拠点施設を有効かつ効果的に活用することにより、佐倉市が目指す人権尊重のまちづくりに対する意識の普及を広く図ることができる。
(事業実施上の問題点) 建設を予定している公共用地は周辺の歴史的景観に恵まれてはいるものの、現在の交通手段ではやや不便な立地条件にあるため、十分な駐車場の確保と集客度を高めていくための手法が大きな検討課題である。また、資料の公開にあたっては、個々の人権に配慮するという前提条件のもと、その公開方法を慎重に検討していくことが必要となる。さらに、国県の交付金が歳入として得られないという現実がある。	(前年度からの見直し点) 現在の建設予定地は国指定史跡本佐倉城跡に隣接するため、史跡の景観を損ねないことを考慮しながら、国の交付金を念頭に置いて平成18年度に実施設計を行った。しかし、交付金が得られないことと、市政運営の状況の変化から、従来の計画を見直すこととした。	(見積についての特記事項) 計画見直しのため新たに設置する検討委員会の開催に要する経費である。